

『史上最強の FP3 級テキスト 25-26 年版』

法改正情報

3 級 FP 技能検定試験は、2024 年度より、学科試験及び実技試験ともに、CBT 試験に移行されました。2026 年 5 月までに実施される CBT 試験については、法令基準日が 2025 年 4 月 1 日に、2026 年 6 月～2027 年 5 月に実施される試験については、法令基準日が 2026 年 4 月 1 日になります。

『史上最強の FP3 級テキスト 25-26 年版』は、2026 年 5 月までに実施される試験に対応しています。2026 年 6 月～2027 年 5 月実施予定の試験に対応するテキストとして、『史上最強の FP3 級テキスト 26-27 年版』が 2026 年 6 月中旬に発売される予定です。

現在『史上最強の FP3 級テキスト 25-26 年版』にて学習されていて、2026 年 6 月以降の試験を受験される方は、法改正情報に十分にご留意ください。なお、主な改正点は次の通りです。

●2026 年 4 月 1 日までに施行された法改正（2026 年 6 月～2027 年 5 月実施の試験に対応）

- ・フラット 35：融資額が 1 億 2,000 万円以下となった。
- ・健康保険：2026 年 4 月分保険料（5 月納付分）より健康保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険に、子ども・子育て支援金が加算される。
- ・国民年金保険料：国民年金保険料が月額 17,920 円（2026 年度）となった。
- ・年金額の改定：老齢基礎年金、障害基礎年金（2 級）、遺族基礎年金の満額の年金額が 847,300 円（2026 年度：月額 70,608 円）となった。
- ・在職老齢年金：60 歳以上の厚生年金被保険者は、「年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計額」が 65 万円を超えると、老齢厚生年金が減額や支給停止となった。
- ・基礎控除・給与所得控除の控除額の引き上げ：基礎控除と給与所得控除はそれぞれ 4 万円引き上げられ、基礎控除額は 58 万円から 62 万円（合計所得金額が 655 万円超 2,350 万円以下）に、給与所得控除の最低保障額は 65 万円から 69 万円に。さらに、2026 年・2027 年の時限措置として、基礎控除額は最大 42 万円の上乗せで 104 万円、給与所得控除額は 5 万円の上乗せで 74 万円となった。
- ・扶養控除・配偶者控除等の所得要件：納税者本人と同一生計の配偶者以外の親族の合計所得金額 58 万円以下が 62 万円以下に引き上げられた。
- ・特定親族特別控除：19 歳以上 23 歳未満の子の合計所得金額が 62 万円（年収 136 万円）を超えた場合も、上限 123 万円（年収 197 万円）まで、子の合計所得金額に応じて親は 63 万円～3 万円と段階的に控除が受けられることとなった。

・住宅借入金等特別控除：適用期限・居住開始年が5年延長され、2030年までとなった。また、床面積要件の緩和措置については住宅の区分に関わらず適用対象となった。さらに、中古の認定住宅等の控除期間は13年に、借入限度額も一部拡充された。なお、新築等の省エネ基準適合住宅については、借入限度額が引き下げられ、2028年以降は、原則、適用対象外となる。

・省エネルギー基準：一部の非住宅のみに義務化されていた省エネ基準への適合が、2025年4月以降に着工される全ての住宅・建築物について、義務付けられることとなった。

・公正証書の作成手続き：2025年10月1日より、公正証書の作成手続きがデジタルでも可能となった。原本は電子データでの作成・保存が原則となる。また、手続きもリモート方式が導入され、オンラインでの本人確認・意思確認・電子サインや電子署名が可能となった。